

令和7年度

三田市における学校部活動地域展開に関する
地域クラブ活動運営団体等募集要領

～ 子どもの“やりたいこと”を

“地域”で実現する新たな地域クラブ活動～

令和7年8月

兵庫県 三田市

目 次

1 趣旨・目的	・・・ 1
2 三田市の学校部活動地域展開の取組	・・・ 1
3 募集する地域クラブ活動の概要	・・・ 2
4 応募資格等	・・・ 2
5 応募方法	・・・ 3
6 選定及び結果通知	・・・ 3
7 スケジュール	・・・ 4
8 その他	・・・ 4
9 お問い合わせ先	・・・ 4

【別添資料】

【様式1】ヒアリングシート・・・応募者提出書類

資料1 三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン

資料2 三田市地域クラブ活動 設置・運営の手引

資料3 学校部活動及び新たな地域クラブの在り方に関する総合的なガイドライン（国策定）

1 趣旨・目的

全国的に少子化が進む中、中学校における学校部活動を地域クラブ活動へ移行させる取り組みが進められています。本市においても、少子化によるクラス数の減少や、それに伴う教員の配置数の減少等により、既存の部活動を維持することが困難な状況にあります。

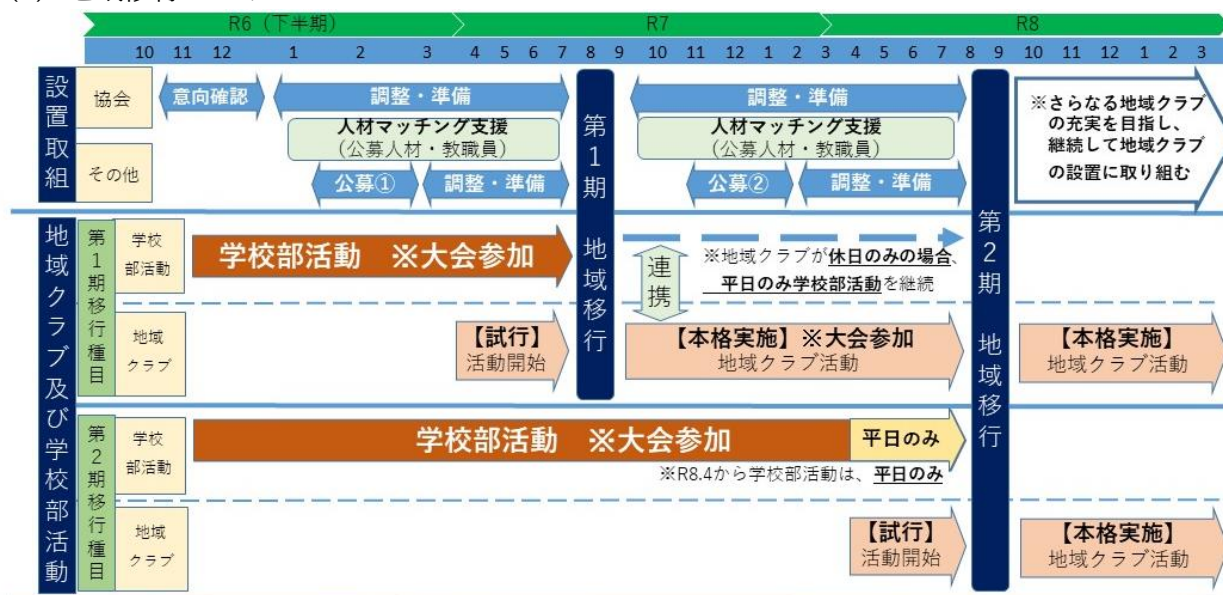
そのため、本市では国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、中学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組んでいます。子どもたちの多様なニーズに応え、やりたい活動ができるよう、多種多様な地域クラブ活動の場をつくるために、地域クラブ活動を設置し、運営・指導していただける団体・事業者等を募集します。

2 三田市の学校部活動地域展開の取組

- (1) 基本方針 令和8年度中に公立中学校の部活動を終了し、地域クラブ活動に移行する。
(学校部活動は令和8年度中学3年生の引退に伴い終了)
- (2) 地域クラブ活動設置の取組

設置の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・各種目協会(三田市スポーツ協会・文化協会)を中心に設置 ・各種目協会で市内全域の受け入れ体制が整わない場合は、公募により設置 ・子どもたちのニーズに応えるため、公募により多様な種目・活動を設置
設置種目	学校部活動にある種目及び学校部活動にない新たな種目・活動
地域の考え方	市内全域を1地域として設置 ※できる限り市内8中学校を4つのブロックに分けて設置 (八景・上野台、けやき台・長坂、ゆりのき台・藍、狭間・富士)
設置(移行)時期	令和8年8月頃の第2期地域移行(地域展開)に向けて設置 ※試行実施を経て本格実施をスタートさせ移行完了 ※文化・芸術分野は状況を見ながら随時設置

- (3) 地域移行ロードマップ



3 募集する地域クラブ活動の概要

- (1) 活動内容 各種団体等は「三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン」(以下、「市ガイドライン」という)に基づき、下記(2)のいずれかの種目の運営及び指導にあたる。※必ず市ガイドラインを確認してください。
- (2) 活動種目
- ・学校部活動にあるスポーツ種目のうち、ソフトテニス、卓球、柔道、水泳の4種目(※陸上、軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、剣道、ソフトボールの7種目は募集しません。)
 - ・学校部活動にある文化芸術活動のうち、美術、家庭、科学技術、文化創作(作品制作)の4つの活動(※吹奏楽部は募集しません。)
 - ・学校部活動にない新たな種目・活動
- (3) 活動場所 市内公立中学校施設または市内公共施設等
- (4) 参加対象 市内中学校生徒を基本とする。
- (5) 会 費 保護者が負担する会費は可能な限り低廉な額(月会費3,000円以下)
※営利を目的とした活動ではありません。
※市内中学校生徒を受け入れることを目的として新たに創設される地域クラブを対象に、令和7年度から令和9年度までの予定で、経費の支援を行っています。
- (6) 移行時期 **令和8年8月頃**

4 応募資格等

次に掲げる条件をすべて満たしていること

- (1) **市ガイドラインを遵守し、中学生の健全育成の観点を踏まえ**て上記3(2)に記載する種目・活動のいずれかの地域クラブを設置し、運営・指導ができること
- (2) 三田市内で地域クラブ活動ができること
- (3) 代表者・指導者は18歳以上(高校生は除く)であること
- (4) 代表者・指導者・スタッフについて、三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第2条の各号(※1)に該当しない者であること
- (5) 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号(※2)に該当しないこと
- (6) 代表者・指導者・スタッフについて、日本スポーツ協会、各種中央競技団体、もしくはそれに準じた団体より、指導が停止又は禁止されていないこと
- (7) 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと
- (8) **営利を目的とした活動ではないこと**

※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など

※2 禁錮以上の刑に処せられた者、教職員免許状失効後3年以内の者など

5 応募方法

応募にあたっては、**募集説明会に参加のうえ**、応募期日までに下記書類を地域クラブ推進課 (chiikiclub@city.sanda.lg.jp) まで、電子メールにより提出してください。

①募集説明会申込 → ②募集説明会参加 → ③書類提出 → ④面談実施

《募集説明会》

- (1) 開催日時：**令和7年8月22日（金）**
19時～（概ね1時間半程度）
- (2) 開催場所：三田市役所 2号庁舎2階
2201会議室
三田市三輪2-1-1
- (3) 内 容：①三田市の学校部活動地域展開の
取組について
②地域クラブの概要について
③募集内容、手続き等について
④質疑応答



- (4) 申込方法：**令和7年8月20日（水）**までに、募集説明会参加フォーム
(右記2次元コード)より申し込みください。

《参加フォーム》



- (5) そ の 他：日程の都合上、説明会に参加できない場合は、地域クラブ推進課までご連絡ください。

《書類提出》

- (1) 募集期間：**令和7年8月23日（土）～令和7年9月12日（金）**
- (2) 提出書類：応募者は【様式1】ヒアリングシートをデータで提出してください。
※様式は市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして
ご使用ください。
- (3) 提 出 先：三田市教育委員会 地域クラブ推進課
メールアドレス chiikiclub@city.sanda.lg.jp
(電子メールでの提出が難しい場合は、地域クラブ推進課までご連絡ください。)

6 選定及び結果通知等

- (1) 選定方法：提出いただいたヒアリングシートをもとに、面談を実施し選定します。
なお、面談は応募いただき次第、随時こちらから面談日を連絡調整させていただきます実施します。
- (2) 結果通知：選定結果はすべての応募者に文書で通知します。

7 スケジュール

令和7年8月 1日（金）	市広報誌・ホームページに掲載
8月20日（水）	募集説明会申込期日
8月22日（金）	募集説明会
8月23日（土）	募集開始
9月12日（金）	募集締切
募集開始以降	面談実施
10月中旬（予定）	結果通知

8 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類等については、運営団体選定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成する場合があります。
- (3) 提出書類について、情報公開請求があった場合は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする場合があります。
- (5) 応募に要した費用は、すべて応募者の負担とします。

9 お問い合わせ先

三田市教育委員会 地域クラブ推進課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号（三田市役所本庁舎4階）

電話：079-556-8224（直通） FAX：079-563-1360

電子メール：chiikiclub@city.sanda.lg.jp

※窓口受付時間：午前9時～午後16時30分（土・日・祝日は除く）

電話受付時間：午前9時～午後17時15分（土・日・祝日は除く）